

令和 7 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算

令和 7 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 547,546 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、131,271 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 543
	1 一 般 会 計 繰 入 金	543
2 繰 越 金		140,037
	1 繰 越 金	140,037
3 諸 収 入		406,966
	2 貸 付 金 元 利 収 入	275,620
	3 雑 入	131,346

歳 入 合 計		547,546
歳 出		
款	項	金 額
1 林業改善資金貸付事業費		千円 547,546
	1 林業改善資金貸付事業費	547,546
歳 出 合 計		547,546